

ほけんだより 4月



R. 4. 4. 8

京葉工業高校保健室

御入学・御進級おめでとうございます。新年度も元気に過ごしましょう！

一旦下火になったように見えた新型コロナウイルス感染者数も、またまた増加傾向になってきています。これまで同様、登校前に検温と体調チェックを怠らないようにお願いします。体調不良の場合は学校に連絡し、御家庭で休養をしてください。

さて、学校では学校保健安全法に基づき、毎年定期健康診断が実施されます。今年度の検診予定は以下のとおりです。欠席等のないよう、御協力をお願いします。

令和4年度 保健行事一覧			
月日	検査項目	対象	注意事項
4/8(金)～ 4/12(火)の どこか	色覚検査 (担任による)	1年生	検査を希望しない場合は、事前に申し出る
4/15(金)	心電図検査 胸部X線検査	1年生	管理中・個別に受診済の場合は、事前に申し出る
4/21(木)	尿検査一次	全学年	朝のSHR時に教室で回収
4/22(金)		前日未提出者	
5/ 2(月)	身体測定	全学年	視力検査のためメガネ・コンタクトを持参する
5/10(火)	尿二次検査	要再検者および 前回未提出者	朝のSHR前に、各自直接保健室へ提出する
5/20(金)			
6/ 1(水)			
5/12(木)	歯科検診	全学年	歯ブラシを持参してできるだけ検診前にみがく
5/17(火)	内科検診	全学年	何か症状があれば検診時に申し出る
5/19(木)			
6/21(火)			
6/23(木)			
5/20(金)	眼科検診	1年生の抽出者	検診時にコンタクトははずさなくてよい
6/ 1(水)	耳鼻科検診	1年生の抽出者	耳あかを取っておく

*学校において集団で検診を行うことに関して支障や心配なことがある場合は、事前に担任または養護教諭（保健室）に申し出てください。

学校医・学校歯科医・学校薬剤師の先生方

*お優しい先生ばかりです

診療科	氏名	医療機関名	所在地
内科	松本弘俊先生	いなげファミリー 内科クリニック	稲毛区小仲台
内科	磯辺雄二先生	宇井内科クリニック	稲毛区小仲台
眼科	吉田元先生	吉田眼科	稲毛区小仲台
耳鼻科	広瀬淳一先生	ヒロ耳鼻科クリニック	中央区富士見
歯科	砂川豊先生	砂川歯科検見川医院	花見川区検見川町
歯科	井上浩章先生	井上歯科医院	稲毛区天台
薬剤師	丸山留美先生	オリオン薬局	稲毛区長沼原町

日本スポーツ振興センター医療費請求について

学校管理下（登下校中を含む）でけがをした場合、医療費が支給されます（原則、保険を使って1500円以上支払った場合）。該当する場合は、生徒本人が担任および保健室へ申し出てください。必要書類を渡して詳細を説明します。申請後、審査の結果支給額が決定すると、保護者等の口座への振り込みとなります。

なお、給付を受ける権利は受診した月から2年間申請しないと時効となります。

学校感染症による 出席停止について



①学校感染症（裏面参照）に

かかった場合は、速やかに

担任へ連絡し、医師より指示された期間は御家庭で療養してください。この期間は出席停止となり、欠席にはなりません。

治癒して医師より登校の許可が出た場合には、裏面「登校許可書」または病院備え付けの書式に必要事項を記入してもらい、登校する初日に持参し提出してください。

②学校感染症の中でもインフルエンザ罹患の場合は、治癒後の登校初日に保護者等が記入した「インフルエンザにおける療養報告書」と「受診時の領収書のコピー」を提出してください（別紙「インフルエンザにおける療養報告について」参照してください）。

③新型コロナウイルスに感染したまたはその疑いがある場合・濃厚接触者になった場合も出席停止扱いとなりますが、手続きが他の学校感染症と異なります。まず担任へ連絡し、詳細を確認してください。

④上記①②の提出用書式は本校HPからもダウンロードできます。

☆学校感染症の種類

*新型コロナウイルス感染症は「指定感染症」です

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る)、特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する特定鳥インフルエンザをいう) *上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)、百日咳、麻疹(はしか)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、風疹、水痘(みずぼうそう)、咽頭結膜熱(プール熱)、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症 *「その他の感染症」として、場合によって出席停止の措置が必要と考えられる疾患には、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、アタマジラミ、伝染性膿痂疹(とびひ)、感染性胃腸炎などがあります。受診時に医師にお尋ねください。

☆出席停止の期間

- 第一種の感染症・・・治癒するまで
- 第二種の感染症・・・以下の期間。ただし、病状によりより学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではありません。

インフルエンザ ※特定鳥インフルエンザを除く	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	

- 第三種の感染症・・・病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

○その他の場合

- ・第一種もしくは第二種の感染症患者を家族に持つ家庭、または感染の疑いが見られる者については学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
- ・第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。
- ・第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

登校許可書（治癒証明書）

学 校 名 千葉県立京葉工業高等学校
科・年・組・番 ____科____年____組____番
氏 名 _____

上記の者は、下記の疾病で療養中のところ、現在症状が軽減し、他への感染の恐れもないと思われるので、登校を許可します。

記

疾患名（疑いを含む）

麻疹 ・ 風疹 ・ 水痘 ・ 感染性胃腸炎 ・ 流行性耳下腺炎 ・

咽頭結膜熱 ・ その他の感染症_____

治療期間又は出席停止指示期間

令和____年____月____日 から 令和____年____月____日 まで

令和 年 月 日

医療機関所在地

医療機関名

医 師 名

*保護者等の皆様へ ー出席停止についてー

医師により学校感染症（疑いを含む）と診断された場合には、出席停止となり、欠席扱いにはなりません。医師の指示に従って、必要と認められた期間は登校せずに十分休養してください。

また、治癒して登校するためには、「登校許可書（治癒証明書）」が必要となります（病院の備え付けの書式でもかまいません）。医師に必要事項を記入していただき、登校初日に担任へ提出してください。なお、診断書は必要ありません。

インフルエンザにつきましては、「インフルエンザにおける療養報告書」を提出してください。